良くある質問Q&A（２０１９年度海外商談会助成事業）

１　商談計画書（様式１）

Q１　「水産物・水産加工品輸出拡大協議会が主催する海外商談会に参加する事業者等」、「水産専門見本市に出展する事業者等」には、２０１９年３月以前の商談会参加者も対象となりますか。

A１　この助成事業は国の単年度の補助事業であり、毎年、その年度（４月～翌年３月）に定められた実施要領等に従って要件等を定めておりますので、基本的には、過去の年度の実績者は該当しませんが、２０１８年４月以降に上記の商談会に参加された事業者等が、同商談相手と継続商談される場合には、助成対象と致します。

Q２　「継続商談」とはどういう内容でしょうか。

A２　「継続商談」を助成対象とする趣旨は、本助成金を活用した商談について、その商談を成約にまで結びつけて頂くために、その後の渡航される費用も支援するというものです。従って、同じ国・品目であっても他のバイヤーとの商談は継続商談とはなりません。

Q３　「助成対象外の日程」とはどのようなものでしょうか。

A３　水産物以外の食品の商談や他の案件の打合せ等、日本産水産物・水産加工品の商談を目的としない行程です。この期間の宿泊費は助成対象外となります。

Q４　「商談会主催者」はどのように記載すればよいですか。

A４　水産物・水産加工品輸出拡大協議会、JETRO等を記載願います。

※海外水産専門見本市でJETROのジャパンパビリオンを利用される場合も、主催者は「ジェトロ」と記載願います。

Q５　水産物以外の食品等についても併せて商談をする場合、商談アイテムは全て記載する必要がありますか。

A５　日本産水産物・水産加工品のみを記載願います。なお、本助成事業は、日本産水産物・水産加工品の輸出商談を支援する事業ですので、主たる商談品目が日本産水産物・水産加工品でない場合は、商談自体、助成対象とはなりません。

※通関上の「水産物・水産加工品」であるか否かについて不明の場合はお問い合わせ下さい。

Q６　商談品目について、原材料が輸入品の場合でも問題ありませんか。

A６　日本産水産物・水産加工品として輸出されるものであれば、問題ありません。

Q７　成約目標の金額は、制限はありますか。

A７　金額に制限はありませんが、国の補助事業であり、費用対効果からみて妥当な金額である必要がありますので、１回だけの目標額ではなく最終的な目標額を記載願います。

Q８　計画書の提出後、助成の可否等についての連絡はありますか。

A８　計画書は、日本産水産物・水産加工品の商談であることや助成対象経費等を事前に確認させて頂くものですので、内容に問題がない場合は、基本的には連絡はしません。問題がある場合には速やかにメール等で連絡いたします。

※計画書を受理されたことが助成可ということではありません。助成は、請求書提出の際に適切な証拠書類等が全て提出されることが条件となります。

２　助成金請求書（様式２）

Q１　「助成額の上限」は請求額の上限と同じですか。

A１　同じです。助成金請求書を作成される場合、「合計額」欄には実際に発生した実費を記入頂き、「請求額」（合計額の１／２）を算出する際に、「助成上限額」がある項目については、当該上限額を使って算出して下さい。

（記載例）

・航空賃が東南アジアで20万円の場合、請求書（様式２）の金額欄には20万円を記載し、助成金請求額は、助成額の上限14万円の1/2の70,000円で計算。

・通訳費が6万円の場合、請求書の金額欄には6万円を記載し、助成金請求額は、助成額の上限5万円の1/2の25,000円で計算。

Q２　１社２名の助成を受ける場合、助成金請求書は別々に作成する必要がありますか。

A２　助成金請求書には、２名分を合算した金額を記載されて結構です。ただし、２名であることが分かるよう、「請求明細」欄に計算式を記入願います。

※２社以上で商談をされる場合は、助成金請求書は会社毎に作成願います。

Q３　「安価なチケット利用」とは、どういうものですか。

A３　原則として、搭乗される期間・航路について、最も安価なチケット（エコノミークラス、パック料金等）利用に努めて下さい、ただし、航空会社によっては、クラスが細分化されている等、同じクラスでも実質的なグレードが同一ではない場合等、種々のケースありますので、地域別に助成上限額を設けています。

なお、マイレージ使用によりアップグレードされた場合にはその旨申し出て下さい。

Q４　海外での国内移動で利用した航空機の搭乗証明の入手が出来ない場合はどうすればよいですか。

A４　航空機利用については、その事実を証明する資料が必須ですので、搭乗半券や搭乗証明は必ず提出する必要があります。このため、利用される前に搭乗証明が入手できるかを十分御確認頂くとともに、搭乗半券は紛失しないようにご注意願います。

Q５　食材運搬費には、通関時に発生するラベリングの作成費用等も含まれますか。

A５　通関のために必ず発生する費用であれば、原則として食材運搬費の中に含まれますが、個々の判断が必要と思われますので、当事務局へお問い合わせ下さい。

Q６　助成金請求額の計算に使用する為替レートは、いつのレートでしょうか。

A６　基本的には、実際に支払いを行った日（カード決済等で後日送金・引落した場合は送金・引落日）のレートですが、時期があまり離れていなければ、両替時のレートでも構いません。ただし、両替時のレシートか、ネットでの為替レート資料等の提出が必要です。

※カード支払いによる口座引落しが月末となり、商談日より１ヶ月以内に支払額が確定しない場合は、ホテル等の請求書発行日の為替レートで助成金を請求してください。

Q７　助成金請求書の請求期限について、年度末の３月は３／１５までとなっていますが、それに間に合わない商談は助成対象外でしょうか。

A７　当協議会又はJETRO主催で年度末に実施予定の商談会（ボストン等）は、特例として対象とする予定ですが、請求手続き期間は極めて短くなるため、別途ご案内しますのでご注意願います。

Q８　助成金の支払いの時期の連絡はありますか。

A８　助成金請求書の審査が終了した時点で、送金日を記載した「助成金支払い決定通知」を発出します。

３　商談報告書（様式３、４）

Q１　商談の１ヶ月後以内の報告書提出以降、年間の状況報告は、その都度提出依頼があるのでしょうか。

A１　特段、こちらからは連絡しませんので、提出時期になったら提出されますようお願いします。

Q２　報告には、日程の記載も必要ですか。

A２　渡航日程に商談日の前後以外の滞在がある場合等には、日本産水産物・水産加工品の商談を目的とする行程であるか否かの確認が必要ですので、報告書には、日本産水産物・水産加工品の輸出商談を行った日程全てを記載願います。日本産水産物・水産加工品の輸出商談以外の業務のための宿泊費は助成対象外となります。

Q３　成約状況は、成約した額のみを記載し、成約がない場合は記載しなくて良いですか。

A３　調査時点での状況をできるだけ詳細に把握する必要がありますので、成約まで至っていない場合でも、継続商談の状況や、成約見込額等の記載等をお願いします。